

岡山大学保健管理センター規程

〔平成20年3月31日〕
岡大規程第8号

改正 平成21年3月27日規程第39号

平成23年3月31日規程第46号

平成23年9月27日規程第96号

平成29年3月31日規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号）第26条の規定に基づき、岡山大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、岡山大学（以下「本学」という。）における健康管理及び衛生管理に関する専門的業務を行い、もって本学の学生及び職員の健康の維持・増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 保健管理に係る企画及び立案に関すること。
- 二 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置に関すること。
- 三 健康相談、心理・精神保健相談、応急措置等健康支援に関すること。
- 四 安全衛生の整備・改善並びに予防・対策に関わる指導助言に関すること。
- 五 保健教育に関すること。
- 六 保健管理における調査・研究に関すること。
- 七 その他センターの目的を達成するために必要な事項

(自己評価等)

第4条 センターは、センターに係る自己点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けることを原則とする。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 専任の教育職員
- 三 産業医
- 四 医療職員
- 五 その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、センターの専任教授のうちから、医療担当理事の推薦に基づき、

学長が任命する。

- 2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第7条 センターに、岡山大学保健管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、安全衛生部保健衛生管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。